第一 総 則

目的

この法律は、 食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品 の選

択  $\mathcal{O}$ 機会の 確保に関 し重要な役割を果たしていることに鑑み、 販 売 (不特定又は多数 外の者に. 対する販売

以外の譲渡を含む。 以下同じ。 の用に供する食品 に関する表示について、 基準 の策定その 他の 必要な

事 項を定めることにより、 その 適 正 を確保 Ļ ŧ 0 て 般消費者  $\mathcal{O}$ 利 益 の増進 を図るとともに、 玉 民  $\mathcal{O}$ 

健 康 の保護及び増進並びに食品の生産及び流通 の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興

に寄与することを目的とすること。

条関係)

定義

第一

1 この 法律にお いて 「食品」とは、 全ての飲食物 (薬事 法 昭昭 和三十五 年法律第 百 四十五号) に規定

する医薬品 及び 医薬部外 品を除き、 食品衛生法 (昭和二十二年法律第二百三十三号)に規定する添加

物を含む。 をいうものとすること。

- 2 この法律において「酒類」とは、 酒税法 (昭和二十八年法律第六号) 第二条第一項に規定する酒類
- をいうものとすること。
- 3 この法律において「食品関連事業者等」とは、 次に掲げるいずれかに該当する者をいうものとする

کے

- (--)食品の製造、 加 工 (調整及び選別を含む。)若しくは輸入を業とする者(当該食品の販売をしな
- 7 者を除く。)又は食品の販売を業とする者(以下 「食品関連事業者」という。
- 口 一に掲げる者のほか、食品の販売をする者

(第二条関係)

三 基本理念

- 1 販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、 消費者基本法 (昭和四十三年
- 法律第七十八号) に規定する消費者政策の一環として、 消費者の安全及び自主的かつ合理的 な選択の
- 機会が 確保され、 並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重
- するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができる
- よう消費者の自立を支援することを基本として講ぜられなければならないものとすること。

2 販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、 食品の生産等の現況等を踏ま

え、 かつ、 小規模 0 食品 関連事業者の 事業活動に及ぼ す影響等 に配慮して講ぜられなけ れば ならない

ものとすること。

(第三条関係)

第二 食品表示基準

一食品表示基準の策定等

1 内 閣 総 理大臣 は、 内閣 府令で、 食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、 次に掲げる事項のうち当

該 区 分に 属する食品を消 費者が安全に 摂取 Ĺ 及び自主的 か つ合理的 に選択 するために必 要と認 めら

れる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならないものとする

こと

 $\left( \longrightarrow \right)$ 名称、 アレルゲン (食物アレルギーの原因となる物質をいう。)、 保存の方法、 消費期限 (食品

を摂取する際 の安全性  $\mathcal{O}$ 判断 に資する期限をいう。)、 原材料、 添 加 物、 栄養 成分の 量及び )熱量

原 産地そ の他 食品関 連 事 業者等が 食品 の販売をする際に表示されるべき事 項

 $(\underline{\phantom{a}})$ 表示の方法その他口に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

2 内閣総理大臣は、 1により販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めようとするときは、 あ

5 かじめ、 厚生労働 大臣 農林 水産大臣 及び財務大臣に協議するとともに、 消費者委員会の意見を聴

かなければならないものとすること。

3 厚生労働大臣、 農林水産大臣及び財務大臣は、 必要があると認めるときは、 内閣総理大臣に対し、

販売の用に供する食品に関する表示の基準の案を添えて、 その策定を要請することができるものとす

ること。

4 2 及び 3は、 1により定められ た販売の用に供する食品に関する表示の基準 (以 下 「食品表示基準

という。)の変更について準用するものとすること。

(第四条関係)

一 食品表示基準の遵守

食品 関連 事業者等は、 食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならないものと

すること。

(第五条関係)

第三 不適正な表示に対する措置

一指示等

- 1 準 事 れ 業 に 食品· 7 者があるときは 定 1 め 表示基準に定められた第二の一の な 6 1 食品 れた第二の一の  $\mathcal{O}$ 販 売を 内閣 Ļ 総理大臣、 1の口に掲げ 又は 販 売 農林水産大臣又は財務大臣は、  $\mathcal{O}$ 用に る事 1の一に掲げる事項 項 供する食品 (以 下 「遵守 に関 事 L ( 以 下 て表 項」という。) 示 「表示事項」という。) 当該食品関連事業者に対 事 ず項を表す を遵守 示 する際 L な に 1 食 食品 が 品品 表示さ 表 関 示 連 表 基
- 2 0 たときは、 内 閣 総 他理大臣: その者に対し、 は、 1 に よる指 その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとするこ 示を受けた者が、 正 当な理由 がなくてその指 示に係 る措置をとらなか

کے

示事

,項を表

示

Ĺ

又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができるものとすること。

3 売をしようとする場合に 8 7 内 緊 内 急 閣 閣 <u>0</u> 府令で定めるも 総理大臣は、 必要があると認めるときは、 食品関連事業者等が、 のに お つい いて、 て 消費者 食品表示基準に従った表示がされてい 当該 0) 生 食品関連 食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項とし 命又は身体 事 業者等に対し、 に対す る危害 食品  $\mathcal{O}$ ない 発 生又は  $\mathcal{O}$ 食品 回 収 そ 拡 0 販売を  $\mathcal{O}$ 大 他  $\mathcal{O}$ 防 必 要な措 止 Ļ を図 又 は販販 置を るた

とるべきことを命じ、

又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずること

ができるものとすること。

4 内 閣 総 理 大 臣、 農林・ 水産 大臣又 は 財 務 大臣 は、 1 2又は3による指 示又は命令をしたときは、 そ

の旨 を公表しなけ ればなら ないも のとすること。

(第六条及び第七条関係)

立入検査等

1 内 閣 総理大臣、 農林水産大臣又は財務大臣は、 販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保す

るため 必 要 が あると認め るときは、 食品関 連 事業者等若 しく は 食品 関 連 事 業者とその 事業 に 関 て関

係  $\mathcal{O}$ あ る事 業者に 対 販 売  $\mathcal{O}$ 用 に供する食品 に関する表示 に つい て 必 要な報告若 L Š は 帳 簿、 書 類

その 他 の物 件 の提出を求め、 又はその職員に、 これらの者の事 務所、 事業所その他 の場 所 に 立ち 入り

販 売 0 用 に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、 その原材料、 帳簿、 書 類その他 0 物 件

検査させ、 若 しくは従業員その 他 0 関 係者に質問させることができるものとすること。

無償 で収去させることができるものとすること。

2

内

閣

総

理大臣

は

そ

0)

職

員

に、

試

験

 $\mathcal{O}$ 

用 に

は供する

0)

に必要な限度にお

į١

て、

食品又はそ

の原材料を

を

3 農林水産大臣は、 必要があると認めるときは、 独立行政法人農林水産消費安全技術センターに、 食

品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者 の事務所、 事業所その他 の場所に立ち

入り、 販 売 0 用 に供する る食品 **(酒** 類を除く。) に関 する表示  $\mathcal{O}$ 状況若 しく は 食品、 その 原 材 料 帳 簿

書 1類その 他 の物件を検査させ、 又は従業員その他 の関係者に質問させることができるものとするこ

<u>ک</u> 。

(第八条から第十条まで関係)

## 第四 差止請求及び申出

適格 消 **!**費者! 寸 体の差止 一請求権

消 費者契 約 法 平 -成十二. 年 法律第六十一 号) に規定する適格 消費者 団体は、 食品 関 連事業者が、 不 特

定 かつ多数の者に対して、 食品表示基準に違反し、 販売の用に供する食品に関して著しく事実に相違 す

る表示をする行為を現に行い、 又は行うおそれがあるときは、 当該食品関連事業者に対し、 当該行為の

停止又は予防に必要な措置等をとることを請求することができるものとすること。 (第十一 条関係

## 一 内閣総理大臣等に対する申出

1 何 販売 0 用 に供する食品に関する表示が適正でないため一 般消 費者の利益が害されていると

認めるときは、 その旨を内閣総理大臣、 農林水産大臣又は財務大臣に申し出て適切な措置をとるべき

2 内閣 総理大臣、 農林水産大臣又は財務大臣は、 1による申出があった場合には、 必要な調査を行い

その申出の内容が事実であると認めるときは、 適切な措置をとらなければならないものとすること。

(第十二条関係)

## 第五 権限の委任等

内閣 総理大臣は、 この法律の規定による権限 (政令で定めるものを除く。) を消費者庁長官に委任す

るものとすること。

二 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、 政令で定めるところにより、 都道府

県知事が行うこととすることができるものとすること。

三 一により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、 政令で定めるところにより、 都道府

県知事、 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が行うこととすることができるものとすること。

(第十五条関係)

第六 罰則

食品表示基準 (一定の表示事項に係るものに限る。) に違反した者、第三の一の2又は3の命令に違

反した者等に対する所要の罰則を設けるものとすること。

(第十七条から第二十三条まで関係)

第七 附則

この法律は、 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。

(附則第一条関係)

この法律の施行の状況について検討規定を設けるほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置を定め

るものとすること。

、附則第二条及び附則第十六条から附則第十九条まで関係)

三 食品衛生法、 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び健康増進法に規定する食品の

表示基準の策定等に関する規定を削除するほか、 関係法律について所要の規定の整備を行うものとする

こと。

(附則第三条から附則第十五条まで関係)